

(旧) 特定労働者派遣事業の事業主の皆様へ

## 労働者派遣事業に係る 許可申請手続説明会開催について

### 【ご案内】

- 熊本労働局において、許可申請手続についての説明会（予約制）を開催します。（日程は裏面をご覧ください。）
- お申込み：お電話での申込みで、先着順受付となります。

### 【概要】

労働者派遣法の改正（平成27年9月30日施行）に伴い、すべての労働者派遣事業が許可制となり、平成30年9月29日で3年間の経過措置が終了します。

経過措置後も、継続して労働者派遣事業を行う予定の事業主の方は、平成30年9月29日までに厚生労働大臣に対して、申請書を提出し、その許可を受けなければなりません。

許可を受けていない場合は、平成30年9月30日以降労働者派遣事業を行うことはできません。

### 【申込み・問合わせ先】

熊本労働局 職業安定部 需給調整事業室  
☎096-211-1731

## 労働者派遣事業に係る許可申請手続説明会

開催場所：熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階会議室  
(熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号)

開催日時	開催時間
平成30年3月29日(木)	14時00分～15時30分 (受付開始13時30分～)
平成30年5月28日(月)	14時00分～15時30分 (受付開始13時30分～)
平成30年6月22日(金)	14時00分～15時30分 (受付開始13時30分～)
平成30年7月27日(金)	14時00分～15時30分 (受付開始13時30分～)
平成30年8月24日(金)	14時00分～15時30分 (受付開始13時30分～)

○説明会の参加申込みは、電話による予約制とさせていただきます。

○各月定員に達しましたら、募集を締切らせていただきます。(定員20名程度)

**\*なお、会議室利用者は、合同庁舎駐車場の利用ができない規定があります。  
公共交通機関を利用していただくか、近隣の有料の駐車場をご利用ください。**